

## 郡山市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱

令和5年6月8日制定  
令和6年6月1日一部改正  
令和7年1月15日一部改正  
令和7年4月1日一部改正  
令和7年6月1日一部改正  
[こども部こども総務企画課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもを見守り育む地域ネットワークの形成を促進するため、こどもの居場所づくりや人と人との繋がり場の創出する活動に取り組む市内のこども食堂運営団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 郡山市こども食堂ネットワーク設置要綱（令和元年9月20日制定）第7条の規定によりネットワークの登録決定を受けたこども食堂運営団体（以下「こども食堂」という。）
- (2) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (3) 政治活動を主たる目的とする団体や、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと

(補助金の交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で実施されるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) フードパントリー（食品の無償配布をいう。）、フードバンク（無償配布のための食品の保管及び配布拠点をいう。）、こども宅食（こどものいる世帯に対しお弁当その他の食品を配達する活動をいう。）などを行う事業
  - (2) こどもに対し学習、遊び、体験の機会等を提供する事業
  - (3) 文房具、生理用品など、こどもの生活に必要な物品の配布等を行う事業
  - (4) こどもの居場所等の事業を継続するための備品・物品等配置をする事業
  - (5) 訪問支援、相談、コーディネート等の支援活動を通して行政等の必要な支援につなげる事業
  - (6) その他こどもの居場所づくり、子育て世帯の生活支援等に資する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 政治的又は宗教的活動として行われる事業
- (3) 既存の事業、行事等に参加する事業
- (4) 専ら趣味又は娯楽を目的とする事業
- (5) 郡山市こども食堂に対する商品券の譲与に関する要綱（令和元年10月21日制定）に基づき商品券の譲与を受けた事業  
（補助金の交付の対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、こどもの居場所づくり支援に必要な別表に定める経費で、次の各号に該当する経費を除いたものとする。

- (1) 補助対象経費に係る仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税相当額
- (2) 国、福島県、その他企業や団体等又は本市の他の補助金等の交付の対象となる経費  
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、こども食堂1団体当たり10万円を限度とし、別表に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金、その他の収入額とを控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

（補助金の交付の対象期間）

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号第11条）に規定する会計年度をいう。）を末日とする1年間とする。

（事業計画等の提出）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、対象期間の4月末日又は事業を開始しようとする日の前日までに、事業計画及び収支予算書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業完了の日から2箇月又は3月31日までのいずれか早い日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告及び収支決算書（第2号様式）
- (2) 団体情報等報告書（第3号様式）
- (3) 同意書兼誓約書（第4号様式）
- (4) 事業の支出が分かる資料（レシート、領収書等）及び事業実施状況が分かるもの（写真、パンフレット等）

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行し、この要綱による改正後の郡山市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 経費区分     | 対象経費                   |
|----------|------------------------|
| 報償費      | 講師謝礼、ボランティア謝礼          |
| 旅費       | 旅費                     |
| 需用費      | 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料 |
| 役務費      | 通信運搬費、広告料、保険料、手数料、委託料  |
| 使用料及び賃借料 | 会場等使用料、倉庫使用料、機器リース料等   |
| 備品購入費    | 備品購入費                  |

第1号様式(第7条関係) 事業計画及び収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

| こども食堂名 | 事業<br>区分 | 実施<br>予定時期 | 事業概要 | 対象経費①<br>(見込み) | 収入額②<br>(見込み) | 補助対象額③<br>(①－②) |
|--------|----------|------------|------|----------------|---------------|-----------------|
|        |          |            |      |                |               |                 |
|        |          |            |      |                |               |                 |
|        |          |            |      |                |               |                 |
|        |          |            |      |                |               |                 |
|        |          |            |      |                |               |                 |
|        |          |            |      |                |               |                 |
| 合計額    |          |            |      |                |               |                 |

※行が足りない場合は、追加してください。

事業区分

1

フードパントリー(食品の無償配布をいう。)、フードバンク(無償配布のための食品の保管及び配布拠点をいう。)、こども宅食(こどものいる世帯に対しお弁当その他の食品を配達する活動をいう。)などを行う事業

2

こどもに対し学習、遊び、体験の機会等を提供する事業

3

文房具、生理用品など、こどもの生活に必要な物品の配布等を行う事業

4

こどもの居場所等の事業を継続するための備品・物品等配置をする事業

5

訪問支援、相談、コーディネート等の支援活動を通して行政等の必要な支援につなげる事業

6

その他こどもの居場所づくり、子育て世帯の生活支援等に資する事業

補助対象額計③

補助限度額④

補助申請予定額  
(③と④の低い額)

第2号様式(第8条関係) 事業報告及び収支決算書

団体名 \_\_\_\_\_

| 参加延べ人数               |          |           |     |    | 事業概要 | 対象経費①<br>(確定額) | 収入額②<br>(確定額) | 補助対象額<br>(①－②) |
|----------------------|----------|-----------|-----|----|------|----------------|---------------|----------------|
| こども食堂名               | 事業<br>区分 | 実施<br>年月日 | こども | 大人 |      |                |               |                |
|                      |          |           |     |    |      |                |               |                |
|                      |          |           |     |    |      |                |               |                |
|                      |          |           |     |    |      |                |               |                |
|                      |          |           |     |    |      |                |               |                |
|                      |          |           |     |    |      |                |               |                |
|                      |          |           |     |    |      |                |               |                |
| ※行が足りない場合は、追加してください。 |          |           |     |    |      |                |               |                |
| 合計人数                 |          |           |     |    | 合計額  |                |               |                |

- 事業区分
- 1

フードパントリー(食品の無償配布をいう。)、フードバンク(無償配布のための食品の保管及び配布拠点をいう。)、こども宅食(こどものいる世帯に対しお弁当その他の食品を配達する活動をいう。)などを行う事業
- 2

こどもに対し学習、遊び、体験の機会等を提供する事業
- 3

文房具、生理用品など、こどもの生活に必要な物品の配布等を行う事業
- 4

こどもの居場所等の事業を継続するための備品・物品等配置をする事業
- 5

訪問支援、相談、コーディネート等の支援活動を通して行政等の必要な支援につなげる事業
- 6

その他こどもの居場所づくり、子育て世帯の生活支援等に資する事業

補助申請額

補助対象額計③ 補助限度額④ (③と④の低い額)

団体情報等報告書

1 団体概要

|                     |           |  |
|---------------------|-----------|--|
| 団 体 名               |           |  |
| 代 表 者 職 ・ 氏 名       |           |  |
| 所在地又は代表者住所          |           |  |
| 担 当 者 職 ・ 氏 名       |           |  |
| 連 絡 先               | 電 話       |  |
|                     | ファクシミリ    |  |
|                     | 電 子 メ ー ル |  |
| こども食堂の名称            |           |  |
| 郡山市こども食堂ネットワーク登録初年度 |           |  |

2 その他情報

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 氏 名 （ ふ り が な ）   |            |
| 住 所 （ 代 表 者 住 所 ） |            |
| 生 年 月 日           | （西暦） 年 月 日 |

※任意団体、個人の場合に記入してください。

3 補助金振込口座

|                       |  |            |  |
|-----------------------|--|------------|--|
| (1)金融機関名              |  | (2)支 店 名   |  |
| (3)預 金 種 別            |  | (4)口 座 番 号 |  |
| (5)口 座 名 義<br>(カカで記載) |  |            |  |

※当該口座の預金通帳の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義が記載されたページの写しを添付してください。

令和    年    月    日

同意書兼誓約書

郡山市長

申請人 住 所  
団体名称  
代 表 者

㊞

郡山市こどもの居場所づくり支援補助金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

【同意事項】

税務担当課へ個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税の納付状況（税目・税額・申告の有無等）の照会に関すること。

【誓約事項】

- 1 郡山市こどもの居場所づくり支援補助金は、国や他の自治体等が行う補助金等の対象経費と重複していないことについて誓約します。
- 2 消費税等の（課税・非課税）団体であることを誓約します。（法人の場合のみ、いずれかを○で囲む。）
- 3 上記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取り消しに同意し、交付された補助金がある場合は返還することを誓約します。